



地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、座間市予算決算会計規則（昭和42年座間町規則第2号）第44条の4の規定により告示する。

令和8年9月11日

座間市長 佐藤 弥斗



- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
座間市ふるさとづくり寄附金
- 3 指定した日
令和8年9月1日